

技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議

2025 年 2 月 21 日

一般社団法人日本建設業連合会

日建連では、従来より担い手の確保・育成に向けた様々な取組を行ってきたところであり、2014 年の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」では、技能労働者の年収水準が全産業労働者平均と同等の平均年収となることを目指す目標を掲げたところである。担い手確保のためには技能労働者の処遇改善が不可欠であり、新 4 K の一つである「給料が良い」を実現するため、引き続き技能労働者の年収を全産業労働者平均レベルとなるよう引き上げていかなければならない。

石破政権は、「新しい資本主義」の実現に向けて、引き続き持続的な賃上げを重要政策の一つとして位置付けたほか、総合経済対策では持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進が示されている。

また、国土交通省より、本年 2 月 14 日付けで公共工事設計労務単価の改定が発表され、3 月から主要 12 職種で 5.6%、全職種で 6.0% の引上げが行われた。これは、官と民が協働して技能労働者の処遇改善に努めてきた建設業界の取組が反映されたものであり、3 年連続の 5% 以上の伸び率で、全職種は過去 11 年で最大の伸びとなった。更に、2 月 14 日に開催された石破総理大臣をはじめ中野国土交通大臣など関係閣僚と建設業団体との賃上げ等に関する車座において、国土交通省と建設業団体との間で未来を支える担い手確保のため、「技能者の賃上げについて、令和 7 年 3 月から適用される公共工事設計労務単価の引き上げ等を踏まえ、民間工事も含め、「おおむね 6% の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること。あわせて、各団体において、目標の達成状況をフォローアップし、その結果について来年報告すること」が申し合わされた。また、石破総理からも申し合わせに沿った賃上げに向けた取組の推進について要請があった。

技能労働者の賃上げについて、「おおむね 6% の上昇」を目標とすることは、特に民間工事での資材高騰や民間建設市場における競争激化などを考慮すると、大変厳しい状況であると言わざるを得ないが、以上のような状況を踏まえ、公共工事設計労務単価の引上げと技能労働者の更なる賃上げという好循環を継続していくため、下記のとおり理事会の総意として決議する。

記

1. 技能労働者の賃上げについて「おおむね6%の上昇」を目標にする趣旨に適う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言（2018年9月18日決定）」の2024年度の運用について、一次下請への見積り依頼に際して、技能労働者の賃上げについて「おおむね6%の上昇」を目標にする趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする。

（参考）労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

2. 技能労働者への適切な賃金支払いの徹底

国土交通省との申し合わせにおいて「おおむね6%の上昇」の目標の達成状況をフォローアップし、その結果について来年報告することとされたことを踏まえ、下請契約に当たっては、一次下請との契約時において、技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、「おおむね6%の上昇」を目標にする趣旨に適う適切な賃金が支払われるよう、一次下請に確実に要請する。また、直接の契約関係がない二次以下の下請企業に対しても、一次下請等を介して、「おおむね6%の上昇」を目標にする趣旨に適う適切な賃金が技能労働者に支払われるよう順次確実に依頼すること。

3. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保を徹底すること。

なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって、不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

以上